

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例
藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表藤沢市立六会公民館の項を次のように改める。

藤沢市立六会公民館	第1談話室	200	300
	第2談話室	200	300
	調理室	100	150
	和室	100	150
	保育室（ミーティング室）	100	150
	音楽室	100	150
	ホール	800	1,200
	会議室	200	300
	小体育室	300	450
	体育室	1,000	1,500

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、再整備した藤沢市立六会公民館の供用を開始することに伴い、施設の使用料を改める必要による。